

兵庫県福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

株式会社H. R. コーポレーション

②施設・事業所情報

名称：	翁寿園保育所	種別：	保育所
代表者氏名：	三好雅大	定員（利用者人数）：	7名
所在地：	兵庫県南あわじ市八木寺内373-1		
TEL	0799-42-6006	ホームページ：	o-vasuragi@pearl.ocn.ne.jp
【施設・事業所の概要】			
開設年月日：	平成22年5月6日		
経営法人・設置主体（法人名）：	社会福祉法人 淡路島福社会		
職員数	常勤職員：	名	非常勤職員：
			4名
専門職員	(専門職の名称)	4名	
		保育士	
施設・設備の概要	(居室数)	乳児室5.7㎡、調理室11.26㎡	(設備等)
		保育室・遊戯室30.72㎡、便所4.08㎡	砂場3.61㎡

③理念・基本方針

基本理念：地域に親しまれ 信頼される 福祉事業所に
 保育理念：人として多様な関わりの中で すべての子どもが健やかで 心豊かに育つよう努める

④施設・事業所の特徴的な取組

・特養の一角で保育所を開設しており、季節の行事等で常に高齢者や施設職員と交流を図っており、すべての子どもが心豊かに育つよう取り組んでいる。
 ・定員が7名と少人数の保育所である中、経験年数の長い保育士が半数を占め、子ども一人ひとりに担当として寄り添い、きめ細やかな保育を実施している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 28 年 9 月 1 日 (契約日) ~ 平成 29 年 1 月 4 日 (評価結果確定日)
評価受審日	平成28年 11月 9日 11月 18日
受審回数 (前回の受審時期)	初 回

⑥総評

◇特に評価の高い点

- ・自然に恵まれた環境に立地し、散歩・遠足等に出かけ、日常的に身近な自然と触れ合い、季節の移り変わりを感じられる環境である。
- ・高齢者施設に併設し、ハロウィーンや七夕など行事で交流したり、日常的にも高齢者や保育士以外の職員と触れ合う機会が多く、多様な関わりの中で成長できる環境である。また、異年齢児との交流の中でコミュニケーションをとりながら、ルールや社会性が身につくように見守り、必要な援助を行っている。
- ・少人数の保育所で、経験年数の長い保育士が、子ども一人ひとりに担当を決めてきめ細かい保育を行っている。子ども全員についても、月曜から金曜まで通して勤務してる職員が中心となり、情報伝達・共有が円滑に図れる体制となっている。
- ・施設内の給食センターで調理された、旬の食材・季節感・地域の食文化等を取り入れた食事が提供されている。子ども一人ひとりの発達状況や嗜好に合わせ、食事形態などに細やかに配慮がされている。

◇改善を求められる点

- ・法人・施設で委員会・研修体制・マニュアル等が整備され保育所も共有しているが、保育に関する内容については、保育所で必要とされる研修の実施・マニュアルの作成・見直し等、保育所独自の取り組みが望まれます。
- ・個別指導計画の策定・見直しに関して、アセスメント・計画策定・実施記録・評価・見直しについてのPDCAサイクルにもとづいた仕組み作りと経過を記録に残すことが望まれます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

都心では保育所不足が深刻な問題となっている中、平成27年5月1日に認可を受けた出来立てホヤホヤの施設です。安心して子どもを預けていただくには自分たちの処遇を見直すことだと思い第三者評価を受審しました。個別指導計画の策定・見直しが課題だということがよくわかりました。今後はPDCAサイクルに基づいた仕組みを作ることを課題とし、職員一丸となって取り組みたいと思います。

⑧各評価項目に係る第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 a · b · c
<p><コメント></p> <p>法人の理念・基本理念を明文化し、ホームページ・法人パンフレット・広報誌に記載している。理念は法人の使命や目指す方向を明示し、基本方針は理念と整合性が確保され、具体的な内容になっている。理念・基本方針を保育所内に掲示し、年度初めの保育所会議で説明し、会議録等にも記載して、職員に周知を図っている。保護者には入所契約時に説明すると共に、広報誌にわかりやすく掲載し、年に2回発刊し、継続的に周知に取り組んでいる。</p>	

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 a · b · c	
<p><コメント></p> <p>法人の幹部運営会議で、社会福祉事業の動向や地域の各種福祉計画の内容等を把握し分析する仕組みがある。毎月利用率等を法人に報告し、3ヶ月に1回経営開発センターと共に運営・経営面について分析している。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。 a · b · c	
<p><コメント></p> <p>幹部運営会議で経営環境・経営状況の把握・分析を行い、課題や問題点を抽出している。3か月に1回幹部運営会議で行われる会計士との報告会に副理事長も参加し、課題を共有している。経営状況や改善課題の中で職員に周知する内容については、責任者会議で周知し改善に向けて取り組む仕組みがある。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a · b · c
<p><コメント></p> <p>法人の理念・基本方針の実現に向け、平成24年度に施設の中・長期計画を策定している。中・長期計画は、具体的な内容になっており、項目別の実施状況の評価が行える内容となっている。28年に施設の事業運営への変化に伴い、中・長期計画の見直しを行った。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a · b · c
<p><コメント></p> <p>単年度の事業計画には、「管理者の方針」と年齢別の「保育目標」を具体的に示している。施設の中・長期計画と保育所の単年度の事業計画の連動性が望まれる。計画や目標について、実施状況の評価や達成度の把握が行える設定の工夫が望まれる。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a · b · c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、年度末のミーティングで数回に分けて検討し見直す仕組みがある。平成28年度の事業計画は、4月の保育所会議で周知が図られている。事業計画の見直しに際しては、実施状況の把握と評価を行い、ミーティング記録・保育所会議録など、経過を記録に残すことが望まれる。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a · b · c
<p><コメント></p> <p>事業計画を保育所の入り口に設置し、保護者の周知を図っている。1年間の大まかな行事計画を策定し、事業計画に盛り込む等、事業計画の主な内容を保護者がより理解しやすいような工夫が望まれる。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a · b · c
<p><コメント></p> <p>施設の各種委員会に保育所からも参加し、委員会の内容を保育所内で共有し保育の質の向上に取り組む仕組みがある。第三者評価項目にもとづいて自己評価を行った。評価結果を、責任者会議や保育所会議で分析・検討する予定である。</p>		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a ・ b ・ c
<コメント> 課題があれば、ミーティングや保育所会議で共有し、改善に向けて取り組んでいる。評価結果から抽出した課題を文書化し、責任者会議や保育所会議で共有し、職員参画の下、課題解決に計画的に取り組む仕組みづくりが望まれる。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a ・ b ・ c
<コメント> 法人の基本理念・基本方針に基づいて、28年度事業計画で、施設長（所長）が保育所としての管理者方針を策定し、こどもの年齢毎の保育目標を明文化している。施設長方針等を法人の広報誌「まごころ」への掲載を計画している。法人の「決裁規程」「職務分掌」等で施設長の役割責任を定め、職員がいつでも見ることが出来るよう事務所に設置している。保育士等の役割を、保育所職務分掌表で明確にしている。有事における施設長不在時は実務的には副施設長が対応しているが、文書化するには至っていない。 有事における施設長不在時の権限委任を文書等で明確にすることが望まれる。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a ・ b ・ c
<コメント> 施設長は、関係法令集・法人諸規定等を事務所に設置し理解している。県の集団指導への参加や、法人の決裁規定に則り相見積もりを取る等、行政関係者・取引事業者等と適正な関係を持っている。行政連絡会議で県や市の担当者から法令遵守に関する情報収集・把握に取り組んでいる。産業廃棄物処理法等、環境への配慮等も含む法令を把握しそれに則った取り組みを行っている。研修計画に沿って、研修を実施し、職員がプライバシー・個人情報保護法等について学ぶ機会を設け周知している。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a ・ b ・ c
<コメント> 毎年3月に保護者に満足度調査を実施し、保育の質の現状について評価・分析を行っている。満足度調査に、施設長（所長）が関わりを持ち、分析結果から課題を抽出し、サービスの質の向上に反映させるよう努めている。保育所会議で課題を抽出し、取り組み方法を検討し課題改善に取り組んでいる。施設長は保育所会議等に参加し、職員から意見等を把握している。保育所会議で把握した意見を責任者会議で報告し、職員の意見を反映するよう取り組んでいる。 保育所の年間研修計画を策定するなど、職員の教育・研修の充実を図る取り組みが望まれる。		

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a · b · c
<p><コメント></p> <p>定期的に外部コンサルタントから、稼働率・人件費率等の分析結果の報告を受け、幹部運営会議で経営改善や業務の実効性向上に向け検討を行っている。職員の体制づくりや半日単位の有給取得促進等に取り組む等、働きやすい職場環境整備に取り組んでいる。経営改善に向け、幹部運営委員会→責任者会議→保育所会議へと伝達事項を周知し意識づけを行っている。財務等経営的な会議時には副理事長も参加する幹部運営会議や、責任者会議、各委員会等への活動に施設長も参画している。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a · b · c
<p><コメント></p> <p>28年度事業計画書の事業方針で、必要な人員体制について、人の成長・発達の基本は「人として多様な関わり」とあるという考え方を明示している。重要事項説明書・事業計画書で職員体制を明確にしている。毎月最新版の職員一覧表を作成し、保有資格や勤務形態等を明確化している。欠員に対応する場合には幹部運営会議に報告・相談し、人材確保を確実に行う仕組みがある。学校訪問・就職フェアへの参加・ハローワークやホームページの活用等で採用活動を行っている。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a · b · c
<p><コメント></p> <p>基本方針に謳っている「人権を尊重し、自己研鑽や創意工夫に努める」職員を法人として期待する職員像としている。就業規則に人事基準を明確に定め、入職時に説明するとともに、職員がいつでも見ることができるよう設置している。法人として、正規職員を対象に人事考課制度を導入し、年2回自己評価を実施し上位者が面談・評価を行う仕組みがある。ハローワークや地域の事業所の職員募集チラシ、キャリアパス業者から処遇水準についてのデータ提供を受け、改善の必要性などを分析し、処遇については法人全体で改善策を検討している。役割資格等級制度で人事基準を明確にし、面談時にキャリアパスフレームで職員の意向を確認する仕組みがある。</p>		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a . b . c
<コメント> 人事・労務管理に関する業務は法人本部で一括して行っている。保育所組織図で保育所運営に関する責任者を所長（施設長）と定め、責任体制を明確にしている。有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを毎月確認し、一覧表で就業状況を把握している。健康診断を年1回、定期的の実施している。法人として、ストレスチェックを実施し、高ストレス者は産業医である嘱託医へ相談できる仕組みがある。基本的に施設長が相談窓口となり個人面談を行う機会を設けている。半日単位有給制度・退職金制度への加入など、総合的な福利厚生を実施している。育児・介護休暇・半日単位有給・職員の状況に応じた柔軟な勤務体制の採り入れ等を実施し、ワーク・ライフ・バランスに配慮している。半日単位有給や有給休暇取得時に対応するため、基準を上回る人員配置を行っている。健康・ワークライフバランスに配慮した取り組みにより、働きやすい職場づくりに取り組み、職員の定着率を向上している。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a . b . c
<コメント> 法人として、正規職員を対象に人事考課制度の仕組みを整備している。人事考課制度の考課シートで、階層ごとに期待する職員像を、設定し、職員一人ひとりの目標管理の仕組みを構築する。年2回個別面談を実施し、面談を通じて職員一人ひとりの目標を設定する。目標期限を半期ごととし、評価項目・評価基準を明確にする。半期ごとに考課シートに基づいて振り返りを行い、上位者と相互に目標に対する達成度の確認を行って、次の目標設定に繋ぐ。法人として上記の仕組みを整備している。		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a . b . c
<コメント> 法人の基本方針に、期待する職員像を明示している。重要事項説明書・事業計画書に、組織が職員に求める保育士等の専門職種、資格を職員体制として明示している。施設として、事業計画書で計画的な研修を位置付け、毎月計画通りに実施している。研修報告書・研修資料・研修参加者名簿が1セットで保管管理されている。各担当委員会で、研修報告書・復命書の意見・感想・成果等の分析・評価を行い、計画・研修内容等の評価、見直しを行う仕組みがある。		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a . b . c
<コメント> 職員名簿一覧で経験年数や取得資格を明確にしている。新任職員には、OJTで指導している。研修の機会は少ないが、偏りなく参加できるように配慮している。外部研修を含め、個々の職員に応じた研修に参加する機会を設けることが望まれる。		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a ・ b ・ c
<コメント> 非該当		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a ・ b ・ c
<コメント> ホームページで、理念・基本方針・決算報告・サービス内容等を公表している。広報誌に理念・基本方針、事業所で行っている活動等を掲載し、居宅事業所・医療機関等へ設置し、運営推進会議でも配布し、年1回程度ではあるが地域の老人会等の見学时に配布している。第三者評価の受審結果は公表する予定である。苦情・相談の体制や内容にもとづく改善等についての公表は現在検討中である。		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a ・ b ・ c
<コメント> 経理規定・決裁規程等法人諸規定を規程集として、職員がいつでも見ることが出来るよう事務所に設置している。規程集で職務分掌、権限・責任を明確にし、職員に周知している。法人として、外部コンサルタントと委託契約を結び、内容に応じ相談して助言を得ている。財務諸表等について、監事が定期的にチェックを行い内部監査を実施し、ホームページで監査結果を公表している。事業、財務等に関するチェックを外部コンサルタントに委託し、定期的に財務等に関する報告・指導を受け、幹部運営会議でコスト削減、人件費等の改善に向け取り組んでいる		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a ・ b ・ c
<コメント> 基本理念に「地域に親しまれ、信頼される事業所に」を掲げ、地域との関わり方について基本的な方針を明確にしている。活用できる社会資源や地域の情報を、保護者・職員・地域の人達等から把握している。法人の広報誌「まごころ」の「げんキッズ通信」で、近隣の社会資源の情報を保護者等に提供している。連携保育所訪問や地域の行事等（運動会・夏祭り）への参加時には、職員が付き添って支援している。上記連携保育所訪問や地域の行事等への参加時、また、事業所での夏祭り開催時等に、子どもと地域の人達が交流する機会がある。子ども・保護者のニーズに応じて、図書館やイングランドの丘等の社会資源を活用している。		

24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a ・ <input checked="" type="radio"/> b ・ c
<p><コメント></p> <p>現時点では、保育所独自のボランティア受け入れの事例はないが、施設として、ボランティア受け入れの仕組みを整備し、受け入れに取り組んでいる。ボランティア受け入れマニュアルを整備し、基本姿勢を明示している。マニュアルで、受け入れ時の手順、流れ、注意事項等を明確にしている。ボランティア受け入れ簿に誓約書欄があり、守秘義務について理解を得るよう努めている。受け入れ時にはオリエンテーションを行い、ボランティアへ注意事項を説明している。トライやるウィークの受け入れを行っている。また、学校への出前講座を計画している。地域の学校教育等への協力についての基本姿勢を、明文化することが望まれる。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	<input checked="" type="radio"/> a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市で作成している「子育て支援ハンドブック」等を玄関に設置し、病院・警察署等地域の関連機関一覧を公衆電話付近に設置している。市の子育て支援課等とはメール等で情報のやり取りを行っている。福祉事業協会淡路ブロックの施設長会等へ定期的に参加している。施設長が地域で開催される研修会等に参加し、共通の問題に対して検討や情報共有を図り、協働して取り組んでいる。家庭での虐待等権利侵害が疑われる事例はないが、あれば関係機関と連携を図る仕組みがある。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	<input checked="" type="radio"/> a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育所独自の取り組み事例等は現時点ではないが、施設として以下の取り組みを行っている。施設の夏祭りに地域の人を招いて、地域住民と交流している。また、地域の老人会来訪時や地域のサークル活動の作品展示等で事業所の交流スペースを提供している。県の委託事業として、介護技術講習会、認知症予防教室等を開催している。市と災害時の福祉避難所の協定を結んでいる。給食施設協議会で栄養士が地域に向けアルファ米の炊き方など講習を行っている。地域の祭りや行事に祝いや協賛を行い、地域委の活性化に貢献している。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	<input checked="" type="radio"/> a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育所独自の取り組み活動等は現時点ではないが、施設として以下の活動等に取り組んでいる。認知症予防教室や技術講習会等を通じて、またセンター等と連携してニーズの把握に努めている。民生委員も参加している運営推進会議で地域の福祉ニーズの把握に努めている。24時間のサポート型特養のチラシを見て電話での相談や、民生委員を通して地域住民より相談がある。地域ケア会議などでも相談があれば対応している。民生委員を通して配食サービスのニーズ、社協と連携して24時間地域サポート特養のニーズ等の把握に努め、配食サービスや24時間地域サポート特養での相談見守り等を実施している。配食サービスや24時間地域サポート特養を事業計画で明示している。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a ・ b ・ c
<コメント> 法人の基本理念に人権の尊重を明示し、保育理念に子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員間で共有し実践に取り組んでいる。全国保育士協議会の「倫理綱要綱」を保育所の倫理綱領とし、周知を図っている。「プライバシー保護マニュアル」「虐待対応マニュアル」等を策定し、マニュアルの回覧研修により、子どもの尊重や基本的人権への配慮について学ぶ機会を設けている。子どもの尊重や基本的人権への配慮については、随時、ミーティングや保育所会議で検討する仕組みがある。異年齢・男女の子どもの保育の中で、必要に応じて職員が適切に関わりながら、子ども達が互いを尊重し性差への先入観を持たないように配慮している。子どもの人権・文化の違い・互いに尊重する心について、保育所の方針を保護者に示し理解を図る取り組みが望まれる。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a ・ b ・ c
<コメント> 「プライバシー保護マニュアル」「個人情報保護規定」「虐待対応マニュアル」を策定し、不適切な事例が発生した場合の対応方法等も明示している。マニュアルの回覧研修により職員の周知を図り、マニュアルにもとづいた保育の実施に取り組んでいる。保育室は、広いフリースペースと、0歳児用の授乳室があり、用途に応じて快適に過ごせる環境が整備されている。トイレはパーテーションで仕切られ、プライバシーに配慮されている。入所契約時に、重要事項説明書や個人情報使用同意書等にもとづいて、保護者に取り組みを説明している。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a ・ b ・ c
<コメント> 理念・基本方針、保育所の特性等を紹介した、パンフレットや広報誌を市役所などに設置している。パンフレットや広報誌は言葉遣いや写真・絵等を使用し、理解しやすい内容にしている。希望があれば見学に対応し、個別に丁寧な説明を心がけている。広報誌は年に2回発行し、フェイスブックを随時更新し、新しい情報を提供している。		

31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育の開始に当たっては、「重要事項説明書」を用いて説明し、書面で同意を得ている。「料金表」や「一日の過ごし方」等、字体・図・絵等わかりやすいように工夫した資料を用いて、個別に、質疑応答を交えて理解しやすい説明に心掛けている。 特に配慮が必要な保護者への説明も含め、開始時の説明や同意についての手順を定め、手順書やマニュアルを作成することが望まれる。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育サービスをより良くするために」に明示した相談窓口を契約の終了後の相談窓口として設置している。 契約終了の事例はないが、保育所を変更するにあたっての保育の継続性に配慮した手順や引継ぎ文書などについて定めておくことが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>1年に1回保護者の満足度調査を行っている。結果の集計と改善策の検討を保育所会議で行い、議事録に記録している。 個別に相談面談を行う、保護者懇談会を行う等、定期的に満足度を把握する機会づくりが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情受付担当者・解決責任者・第三者委員を整備し、苦情解決の体制を整備している。「保育サービスをより良くするために」という、苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した文書を、掲示し、保護者に配布している。1年に1回、保護者満足度調査を実施し、苦情を申し出やすい工夫を行っている。法人共通の「苦情対応票」を整備し、苦情の受付・対応・フィードバックを記録し、保育所会議で苦情相談内容を検討し保育に反映させる仕組みがある。 苦情内容・解決結果等についての、保護者等に配慮した上での公表については、今後検討を期待する。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a · b · c
<p><コメント></p> <p>配布・掲示している「保育サービスをより良くするために」、疑問・要望などの相談受け付けも行うことを明示している。毎日「本日の担当保育士」の名前を玄関に掲示し、相談しやすい工夫を行っている。併設の施設1階に会議室等を設け家族の相談スペースとし、個別に相談できるスペースが確保されている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a · b · c
<p><コメント></p> <p>小規模保育所のため、相談しやすく意見を述べやすい保護者との関係づくりができています。玄関に意見箱を設置し、年1回保護者の満足度調査を行っている。結果の集計と改善策の検討を保育所会議で行い、保育の質向上に取り組んでいる。 相談・意見対応マニュアルの整備と定期的な見直しが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a · b · c
<p><コメント></p> <p>リスクマネジメントの責任者は所長（施設長）とし、施設の「事故防止検討委員会」に出席している。事故、ヒヤリハット事例が発生した場合は、施設共通のインシデント・アクシデント報告書に記録し、保育所会議で発生要因の分析や再発防止策の検討を行う仕組みがある。 法人の事故対応マニュアルは整備されているが、保育所でのリスクに対するマニュアルの整備と、職員が安全確保・事故防止に関して学ぶ機会を設けることが望まれる。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a · b · c
<p><コメント></p> <p>施設全体で設置している衛生管理感染症対策委員会に保育士も参加し、感染症に関することは施設の看護師も関わり体制を整備している。施設共通の「感染症マニュアル」の中に、保育所のマニュアルも整備され、マニュアルの見直しは委員会で行っている。施設内研修に保育士も参加し、保育所で伝達し周知を図っている。看護師の指導を受け、吐物処理、うがい・手洗いの励行、消毒・清掃方法などを周知し、感染予防のための環境整備が行われている。感染症発生時には、「感染症・食中毒の疑いがある時、及び、発生時の連絡・報告の流れ」に従って対応している。また、厚生労働省発行の文書を基に感染症の登園基準を作成し、基準に基づいて対応している。感染症の流行時期には、保育士から個別に口頭で情報提供・伝達を行うと共に、連絡帖への記載、事業所内の掲示物で周知に努めている。</p>		

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に 行っている。	a . b . c
<p><コメント></p> <p>「危機管理マニュアル」に、地震・自然災害・火災・不審者対応等が明記され、責任者会議を通して職員も周知している。耐震性を考慮した建築、設備など、必要な対策を講じている。「災害時あんしんシート」で子どもの緊急連絡先を把握し、職員の緊急連絡網も作成し、安否確認の方法を定めている。水・非常食や炊き出し用機器類等の備蓄品が管理栄養士によりバックヤード等で保管・管理されている。施設全体の防災計画に保育所も含まれている。消防署と連携し、年に2回施設合同で実施される避難訓練に保育所も参加している。施設として、福祉避難所の協定を結んだり、消防署・警察・給食施設協議会と協力関係を整備している。</p>		
40	Ⅲ-1-(5)-④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその 対応方法については、全職員にも周知している。	a . b . c
<p><コメント></p> <p>施設共通の感染症マニュアルの中に食中毒対策マニュアルが含まれている。28年度は7月の食事委員会で実施された勉強会で、食中毒について学ぶ機会を持ち、出席した職員が伝達研修を保育所内で実施し周知している。マニュアルの見直しは年に1回委員会でも実施している。</p>		
41	Ⅲ-1-(5)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員 に周知している。	a . b . c
<p><コメント></p> <p>「危機管理マニュアル」の中に、不審者の侵入時における対応も記載している。不審者対応の研修・訓練は実施を検討している。マニュアルの見直しは年度末に予定している。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
42	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供され ている。	a . b . c
<p><コメント></p> <p>法人・施設共通のマニュアルは整備されているが、保育について標準的な実施方法を文書化し、職員に周知徹底するには至っていない。保育についての標準的な実施方法にもとづいて保育を実践すると共に、画一的にならない取り組みが望まれる。</p>		
43	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立してい る。	a . b . c
<p><コメント></p> <p>保育についての標準的な実施方法の定期的な検証・見直しが望まれる。見直しに当たっては、指導計画の内容や、職員・保護者からの意見・提案が反映する仕組み作りが望まれる。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
44	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>指導計画策定の責任者を所長としている。保育所入所児童健康状態調査票から、児童票を作成しアセスメントに活用している。保育課程にもとづき、指導計画月案を策定している。支援困難ケースについては、保護者から相談があり、発達外来への受診に繋げる等連携・支援を行ったケースがある。</p> <p>アセスメントからニーズの明示・保護者の意向把握と同意等、指導計画の手順を定め、0～2歳児については個別の指導計画を策定することが必要です。策定した指導計画にもとづく保育実践について、振り返りと評価を行う仕組み作りが望まれます。支援困難ケースの対応等は経過を記録に残すことが望まれます。</p>		
45	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>月に1回日々の申し送り会議の中で指導計画の見直しを行い、次月の指導計画に反映している。決定した指導計画は、決済欄をつけて周知を確認している。</p> <p>指導計画の評価・見直しについての組織としての仕組み作りが望まれます。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
46	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育経過記録で、年間を4期に分け個別の発達状況や生活状況を確認把握している。保育日誌の保育記事の欄に、日々の保育内容や子どもの様子を記載しているが、個別の指導計画の実施記録には至っていない。保育士間の情報伝達・共有は、日々のミーティングと連絡ノートで行っている。月曜から金曜まで通して勤務してる職員が中心となり、情報伝達・共有が図れる体制となっている。保育所会議を2か月に1回の開催を目指して実施している。</p> <p>個別の指導計画を策定し、計画に基づく保育が実施されていることを記録に残す仕組み作りが望まれます。また、記録する職員により差異が生じないように、職員への指導等の工夫が望まれます。</p>		
47	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「個人情報保護規定」「文書規程」を法人で整備し、記録の保管・廃棄・情報提供、また、不適正な使用・漏えいに対する対策についての規定を定めている。記録管理の責任者は所長としている。施設内研修「個人情報・プライバシー保護について」を実施し、記録の管理についても職員に周知を図っている。職員は入職時に個人情報保護・守秘義務についての説明を受け、誓約書を交わしている。保護者には入所時に、個人情報の取扱について説明を行い、文書で同意を得ている。</p>		

評価対象A 実施する福祉サービスの内容

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a ・ b ・ c
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a ・ b ・ c
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a ・ b ・ c
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a ・ b ・ c
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a ・ b ・ c
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a ・ b ・ c
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a ・ b ・ c
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a ・ b ・ c
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a ・ b ・ c
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a ・ b ・ c
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a ・ b ・ c
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a ・ b ・ c
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a ・ b ・ c
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a ・ b ・ c
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a ・ b ・ c
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a ・ b ・ c

特記事項

保育課程は児童憲章や児童福祉法などの趣旨をとらえ、保育所の理念・目標に基づいて、また、年齢別に保育内容を考慮して編成している。保育課程は、日々のミーティングで話し合い、職員参画で策定し、年度初めの保育所会議で説明している。年度末に評価・見直しを行い、次年度の編成に反映させる予定である。評価・見直しの過程を議事録等に記録として残すことが望まれます。

フロア全体がエアコンで管理され、1日に3回換気するよう決め実施している。室外の砂場は使用しない時はシートで覆う、遊具等はステリパワー水で消毒する等、衛生管理に努めている。遊具には積み木等角の丸いものや、やわらかな素材を選んで使用している。自由に過ごせる広いフリースペースと0歳児用に授乳室が用意されている。広いフリースペースにテーブルを設置して食事を行い、マットや布団等を用意して安眠できる空間が確保されている。窓にはブラインドを取り付け光の調整をしたり、手洗い場やトイレ等高さに気をつけ、安全への工夫を行っている。

保育経過表で個別の発達・発達過程、家庭環境などを把握し記録として残している。把握できた発達過程や家庭環境などに配慮して、保護者と連携を図りながら対応するように努めている。一人の保育士が一人の子どもを担当し、担当保育士が中心に関わりを持ち、気持ちに沿って対応するように配慮している。保育士間で連携を図りながら、安全に気持ちよく穏やかに過ごし発達できるように、言葉・表情・表現などに配慮して保育するように努めている。

子どもの家庭環境などを把握し、排泄・食事・着替え・挨拶を中心に、基本的な生活習慣を身につけられるように細やかに対応している。自分で出来たことを認め、保護者にも伝え、保護者と連携して子どもの自立・発達に向けて援助している。競うことなく、一人ひとりの段階に合わせて成長できるように、強制することなく主体性を尊重している。「げんキッズ 一日のすごしかた」に大まかな一日の流れを記し、一人ひとりの活動と休息のバランスが保たれるように保育を行っている。

本やおもちゃ・ままごとセット等を自由に使えるように整備し、季節に合わせて遊具やマットの配置を変える等、子どもが自主的・自発的に生活と遊びができるように環境整備を行っている。三輪車・ミニカー・砂場・ビニールプール等、戸外で身体を動かして遊べる時間や環境を整備している。遊びや散歩などの活動を通して、異年齢児が交流できる機会を設け、コミュニケーションをとりながらルールが生まれたり社会性が身につくように保育士が見守り、必要な援助を行うように心がけている。神社など近隣に散歩に出かけ、鳥や虫、草花やどんぐり、田や畑等、身近な自然と触れ合うことができるように工夫している。遠足や散歩などで地域の人たちに接し、社会体験が得られる機会を設けている。また、ハロウィーンや七夕等行事の際に、高齢者と触れ合う機会も設けている。絵本・歌・粘土など月齢に適したものを用意し、様々な表現活動ができるように工夫している。

授乳室を設置し、安心してゆっくり授乳したりお昼寝できる環境が整備されている。0歳児用のおもちゃをベビーベッド横に置き、好きな時に遊べるようにしている。子どもひとりにつき一人の保育士が担当し、愛着関係の構築と発達過程に応じた保育に努めている。連絡帳の活用と共に、お迎えの時間には、努めて保護者と話しをする機会を持ち、保護者と情報交換・共有を行い連携を密にしている。

子どもの「自分でやってみる」という気持ちを尊重し、自由に主体的に遊んだり活動できるように保育士が見守り、必要な援助をするようにしている。室内・室外におもちゃ・遊具・設備を備え、探索活動が行えるようにしている。子どもの自我の育ちを受け止め、子ども同士の関わりはすぐに保育士が調整せず、保育士間でも連携し、見守ったり適切な言葉かけを行うようにしている。異年齢の子どもと交流する保育環境であり、施設内の職員や高齢者施設入居者等保育士以外の大人と触れ合える環境である。連絡帳の活用やお迎えの時間に保護者と情報伝達・共有を行い家庭との連携を密にしている。

体調悪化・けががあれば保護者に連絡・報告し、保護者の意向を確認し、家庭で実施できる程度の患児保育を行いお迎えを待つようにしている。子供の健康状態に関する情報は、日誌・申し送りノート・ミーティングで、保育士間で共有している。施設の衛生管理・感染対策委員会に保育所の情報を発信し、看護師など施設内の関係職員にも周知・共有している。既往歴や予防接種の状況などは児童票に記載し情報を得ている。健康診断実施要綱で、保育所の子どもの健康に関する方針を伝えている。全国での事故報道記事の切り抜き等を職員に回覧する等、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識の周知を図っている。

保育所として健康管理マニュアルを作成し、それに基づいて子どもの心身の健康状態を把握することが望まれます。保健計画の作成が望まれます。保護者にも、SIDSについて必要な情報を提供することが望まれます。

1年に2回健康診断を行い、診断結果は健康記録表に記入し保護者に伝えている。毎月身長・体重測定を行い、連絡帳に記入している。

保健計画を策定し、健康診断・歯科検診の結果を反映させることが望まれます。

アレルギーに対する配慮が必要な子どもには、除去食対応している。週間で保護者に献立表を配布し、除去食について保護者にも確認してもらっている。除去食の提供に関しては、蓋に氏名を書いた付箋を貼りわかりやすく区別し、誤食がないように配慮している。子どもから食事の違いについての指摘・発言はないが、アレルギーのある子どもの誤食がないように、個別に目配り・見守りを行っている。

アレルギー疾患・慢性疾患等のある子どもへの対応については、文書による医師からの指示の下に行うことが望まれます。

食事時間はテレビを消し、配席にも配慮し、楽しく落ち着いて食事がとれる環境づくりの工夫をしている。ご飯をおにぎりにしたり、大きさ・やわらかさに配慮し、子どもの発達に合わせた食事の援助を行っている。ワンプレート等食べやすい食器、両手つかみのコップ、軽い素材など、使いやすい材質や形に配慮している。個人差や食欲に応じて、量を加減している。季節や行事に配慮した献立で食事の提供を行い、「一口食べてみよう」と声をかける等、食べたいもの・食べられるものが多くなるように援助している。クッキングや食に関する絵本・紙芝居・歌などを使い、食について関心を深める取り組みを行っている。法人の広報誌の中で、食生活や食育について情報提供を行い、家庭と連携している。

食育計画を作成することが望まれます。

子どもの当日の体調などに合わせて食数表で食数だけでなく、食形態や好き嫌いの嗜好などを給食センターへ連絡し体調に合わせた提供を行うようにしている。保育士が食事委員会に出席し、子どもの好き嫌いや量や食べる様子などについて意見を出し、献立・調理に反映するよう取り組んでいる。郷土料理であるちょぼ汁、祭りの時期の押し寿司、おはぎ等、地域の食文化や季節感を取り入れている。調理員や栄養士が食事風景を見たり、子どもたちと実際に接して嗜好等を聞くする機会を設けている。感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を策定し、指針に沿って対応し衛生管理を行っている。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a ・ b ・ c
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a ・ b ・ c
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a ・ b ・ c

特記事項

連絡帳により、家庭との日常的な情報交換を行っている。法人の広報誌を年に2回発行し、日常の様子や保育内容について写真を使ってわかりやすく情報提供するようにしている。保護者が行事や保育に参加する機会を設けることが難しい現状であるが、保護者と子供の成長を共有できる機会づくりが望まれます。家庭の状況や保護者との情報交換の内容は、記録に残すことが望まれます。

送迎時に、特にお迎えの時に保護者としっかりコミュニケーションをとり信頼関係が築けるように心がけている。苦情・相談対応の体制を、「保育サービスをより良くするために」に、明示している。土・日曜日、祝日も保育所を開園しており、保護者の就労に合わせて相談しやすい体制が整備されている。法人内に多種多様な事業所があり、専門職の配置があるため、相談を受けた保育士が適切に対応できるように、助言が受けられる体制を整備している。

保護者から受けた相談内容や対応を適切に記録に残すことが望まれます。「虐待対応マニュアル」を策定し、「虐待予防チェックシート」や「早期発見のポイント」にもとづいて、兆候を見逃さないように取り組んでいる。送迎時などには保護者の様子にも留意し、必要があれば相談を受け保護者の援助を行う仕組みがある。虐待事例や虐待を疑われる事例はないが、発生の際には、マニュアル内の対応の流れのフローチャートに従って対応し、関係機関とも連携を図る仕組みがある。「虐待対応マニュアル」に沿った保育所の研修を実施することが望まれます。

A-3 保育の質の向上

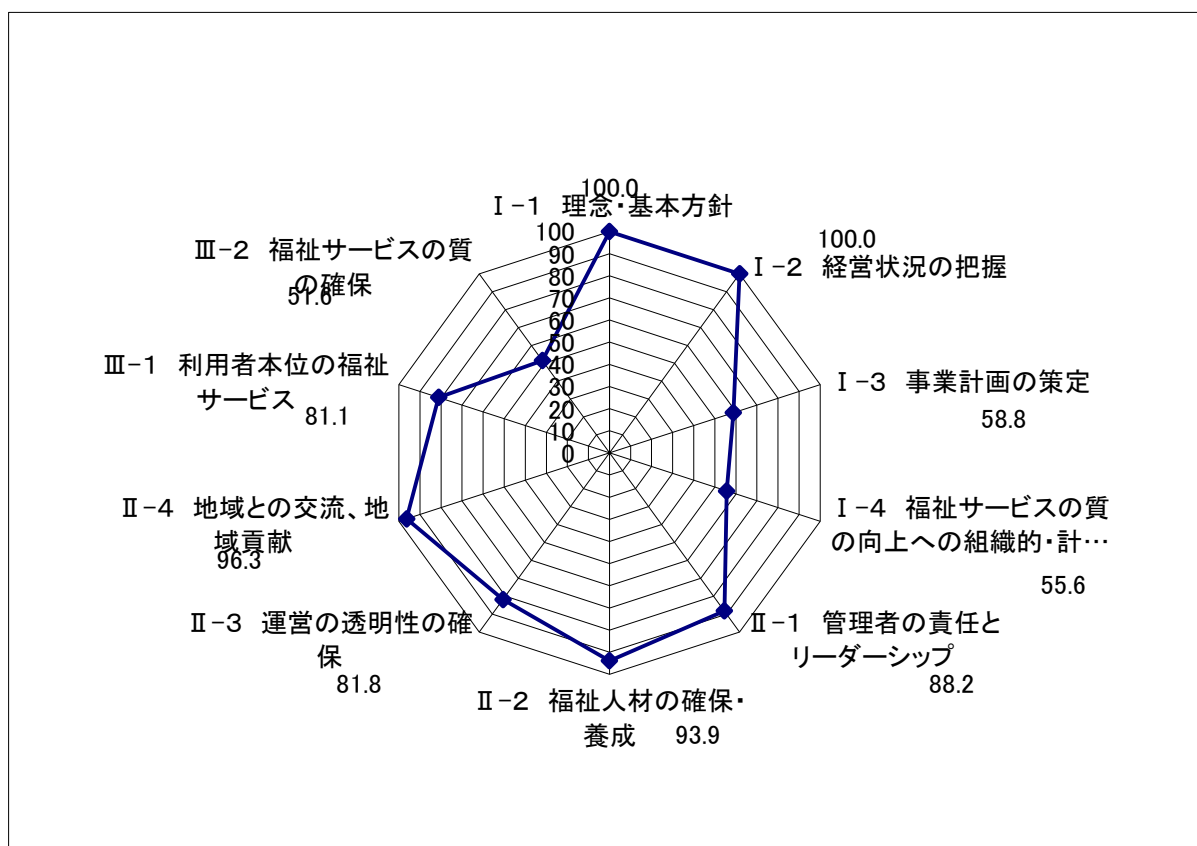
		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a ・ b ・ c

特記事項

日々のミーティングの中で、月案の振り返りを行い、「評価・反省」の欄に記載している。振り返りを行う際は、子どもの心の育ちにも配慮し、月に1回定期的を実施している。振り返りを行う中で、保育士が学びあい、保育の改善・専門性の向上につなげることが望まれます。また、保育士の自己評価を、保育所全体の自己評価につなげる仕組みづくりが望まれます。

I～III 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
I-1 理念・基本方針	7	7	100.0
I-2 経営状況の把握	8	8	100.0
I-3 事業計画の策定	17	10	58.8
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	9	5	55.6
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	17	15	88.2
II-2 福祉人材の確保・養成	33	31	93.9
II-3 運営の透明性の確保	11	9	81.8
II-4 地域との交流、地域貢献	27	26	96.3
III-1 利用者本位の福祉サービス	74	60	81.1
III-2 福祉サービスの質の確保	31	16	51.6



A 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
1-(1) 保育課程の編成	5	4	80.0
1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	40	40	100.0
1-(3) 健康管理	17	10	58.8
1-(4) 食事	15	14	93.3
2-(1) 家庭との緊密な関係	4	2	50.0
2-(2) 保護者等の支援	13	11	84.6
3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	6	3	50.0

